

総社市化製場等に関する法律施行細則をここに公布する。

平成29年12月21日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第30号

総社市化製場等に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年岡山県条例第51号）の規定により処理することとされた、化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号。以下「法」という。）に基づく事務のうち、同法第2条第2項ただし書の規定による死亡獣畜の解体、埋却又は焼却（以下「死亡獣畜の処理」という。）の許可の事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(死亡獣畜処理許可の申請)

第2条 死亡獣畜の処理の許可を受けようとする者は、死亡獣畜処理許可申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請に係る死亡獣畜についての獣医師の診断書又は検案書（やむを得ない理由により獣医師の診断書又は検案書を得られない場合にあっては、その理由書）
- (2) 死亡獣畜の処理を行う区域の所在地が申請者の所有地でない場合にあっては、土地使用承諾書（様式第2号）
- (3) 死亡獣畜の処理を行う区域の周辺の状況を明らかにした図面
- (4) その他市長が必要と認める書類

(許可基準)

第3条 市長は、前条の申請が、次の各号に適合しているかどうかを判断して許可するものとする。

- (1) 埋却の場所が、人家が密集している場所でないこと。
- (2) 埋却の場所が、飲料水が汚染されるおそれのある場所でないこと。
- (3) その他公衆衛生上害を生ずるおそれのある場所でないこと。

(公衆衛生上害を生ずるおそれのある場所の指定)

第4条 前条第3号に規定する公衆衛生上害を生ずるおそれのある場所は、次のとおりとする。ただし、市長が周囲の状況により公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 鉄道、国道、県道及び交通量の多い道路から100メートル以内の場所並びに学校、病院、公園、社寺、観光地その他の多数集合する場所から200メートル以内の場所
- (2) 排水の困難な場所

(死亡獣畜処理の許可)

第5条 市長は、第3条の許可をしたときは、死亡獣畜処理許可書（様式第3号）を申請者に交付するものとする。

2 前項の場合において、市長は、必要があるときは、次の各号の衛生上必要な措置を採るべき旨の条件を付することができるものとする。

- (1) 死亡獣畜の処理をする際は、市の立会いを受けること。
- (2) 埋却処分は、概ね2.5メートル以上覆土できる穴に埋却し、埋却した獣畜の種類、埋却年月日及び発掘の禁止期間を記載した標識を立てること。
- (3) 死亡獣畜は、その上部に厚く石灰をまいた後、土で覆うこと。ただし、土質の状況等により死亡獣畜が露出するおそれがあると認められる場合においては、石灰をまいた後、土で覆う前に石片等により当該死亡獣畜を覆うこと。
- (4) 埋却した死亡獣畜は、1年間は発掘しないこと。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

死亡獣畜処理許可申請書

年 月 日

総社市長 様

申請者	住所 （法人にあっては、主たる事務所の所在地）	
	電話	() —
	氏名 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	印
	生年月日	年 月 日生

死亡獣畜取扱場以外の施設又は区域における死亡獣畜の処理の許可を受けたいので、総社市化製場等に関する法律施行細則第2条の規定により、次のとおり申請します。

申請の理由				
死亡獣畜	種類	性別	年齢	体重
		雄・雌	歳月	kg
埋却の場所	所在地		地目	土地所有者
死亡した年月日	年 月 日			
その他				

添付書類

- 1 申請に係る死亡獣畜についての獣医師の診断書又は検案書（やむを得ない理由により獣医師の診断書又は検案書を得られない場合にあっては、その理由書）
- 2 死亡獣畜の処理を行う区域の所在地が申請者の所有地でない場合にあっては、当該土地所有者の土地使用承諾書（様式第2号）
- 3 死亡獣畜の処理を行う区域の周辺の状況を明らかにした図面
- 4 その他市長が必要と認める書類

年 月 日

土地使用承諾書

申請者

住所又は所在地

氏名又は法人名及び代表者 様

土地所有者

住所又は所在地

氏名又は法人名及び代表者

⑩

あなたが総社市化製場等に関する法律施行細則第2条の規定による死亡獣畜処理許可申請を行うにあたり、次のとおり私の所有する土地を使用し埋却することについて、承諾いたします。

記

死亡獣畜

埋却の場所

申請者
住所又は所在地
氏名又は法人名及び代表者

死亡獣畜処理許可書

年 月 日付けで申請の死亡獣畜取扱場以外の施設又は区域における死亡獣畜処理は、
総社市化製場等に関する法律施行細則第3条の規定により、次のとおり許可します。

年 月 日

総社市長 印

記

死亡獣畜
埋却の場所
死亡年月日

(条件)